

## 会議録(1)

会議の名称	令和5年度第3回飯能市地域包括支援センター運営等協議会
開催日時	令和5年11月22日(水) 開会 午後1時30分 閉会 午後2時46分
開催場所	飯能市総合福祉センター 3階 会議室1
会長氏名	大野 康
出席委員	池田 徳幸 打田 瑠美 大野 康 大野 泰規 黒見 恵 桑山 和子 齋藤 明 角田 七重
欠席委員	小沢 幸子
傍聴者の数	2人
会議次第	別紙のとおり
配布資料	別紙のとおり
事務局	福祉子ども部参事兼介護福祉課長 関根 浩司 主幹 加藤 かおり 主幹 藤島 弘介 主査 星井 華子 主査 栗島 祐介 主事 粕谷 健悟 主事 三村 和也 主事補 大松 春乃

## 会議録(2)

### 議事の概要（経過）・決定事項

1 開会

2 挨拶

3 議事

(1) 地域包括支援センターの事業実施状況について

(2) 地域包括支援センターの体制強化と負担軽減

(3) その他

4 閉会

### 会議録(3)

発言者	発言内容
藤島主幹	(開会)
大野会長	「(1) 地域包括支援センターの事業実施状況について」を議事とする。
関根参事	(資料1から資料3に基づき説明)
大野会長	議事(1)について質問・意見を伺いたい。
打田委員	資料2のいなり町の今期の概要、今後の方針の報告内容が明確にまとめられている。キャラバン・メイトの養成について、受講の順番待ちの期間が長いことが問題となっているが、飯能市として独自の認知症の支援の方法があった方が良いのではないか。
関根参事	キャラバン・メイトの養成については順番待ちの方が多いため状況である。認知症サポーター養成講座を実施してサポーターを増やす取組を地域包括支援センターが行っている。今回、郵便局と市が連携協定を結んだため、飯能市全域の郵便局にて窓口を担当する職員に対し、認知症サポーター養成講座を受講してもらった。11月末には商店街連盟と観光協会の会員に向けて認知症サポーター養成講座を受講していただく予定でいる。
大野会長	キャラバン・メイトの有資格者は地域包括支援センター、市役所関係とどの程度いるのか。
星井主査	市内に230名程、キャラバン・メイトがいる。実際に地域包括支援センターで開催する認知症サポーター養成講座の講師として関わることができていない。今後は市民のキャラバン・メイトが認知症サポーター養成講座の講師として活動できるよう検討していく。
大野会長	受講待ちが多いが、有資格者が潜在しているので上手く活用していけるように、費用面が問題なら国に要望などを行うことが良いのではないか。
池田委員	いなり町の今後の方針について、地域包括支援センター共通のBCP完成とあるが、市としては具体的な方針が見えているのか。

藤島主幹	地域包括支援センター管理者会議にて共通認識として BCP の作成を今年度中の完成を目指して動いている。
関根参事	基幹型地域包括支援センターがひな型を作り、各項目を確認して進めている。
大野会長	「(2) 地域包括支援センターの体制強化と負担軽減について」を議事とする。
関根参事	(資料 4 から資料 7 に基づき説明)
大野会長	前回の運営協議会であった質問等をまとめつつ、市として検討したことを踏まえ資料の報告があった。議事(2)について質問・意見を伺いたい。
池田委員	介護認定審査会について、飯能市は6つの合議体があり、認定期間が短い合議体がある。有効期間が短いと対象が増えるため、市役所として委員長と話し合い、指導などを行うと対象件数も減るのではないか。
大野会長	介護認定審査会について、新規申請、区分変更申請、状態が不安定な要介護1の方の認定期間は最長で12か月となっている。その他の方で、状態の変化の可能性が低い方は36か月や、最長で48か月と長い有効期間となっている。有効期間内に状態の変化があった場合は区分変更申請を行う。期間を長くすることで認定調査、認定審査の業務の軽減となっている。
栗島主査	介護認定審査会について、有効期間が短い傾向のある合議体があることは承知している。有効期間については状態を見ながら各合議体で判断している。全体会等で合議体の傾向など示しながら検討していきたい。
大野会長	資料5より、飯能市の要介護等認定に日数を要することが示されている。今年から末期がんなど状態変化が大きい緊急を要する案件についてはその場で協議をして要介護度を決定するよう事務局で対応を行っている。
関根参事	認定調査について、以前は新規申請の認定調査を行うまでに約1か月を要していたが、各居宅介護支援事業所の協力などもあり、新規の認定調査は2週間以内で行うことができている。

齋藤副会長	<p>資料5より、成年後見制度について、社会福祉協議会に一本化すると話があったが、地域包括支援センター職員が権利擁護の業務に係る機会が減少してしまう。例えば、虐待があった時に解決に向けて成年後見人等を依頼するときに知識が無いと動きようがないという事態が生じてしまうため、包括での権利擁護の関わりは残しておく必要がある。</p> <p>包括は3職種在籍するが、権利擁護に関しては社会福祉士が行う業務という認識がある。例えば社会福祉士が不在の時は対応できないという事態になってしまう。研修を通して包括の中で他の職種の方も権利擁護の知識を身に付ける必要がある。</p>
桑山委員	<p>資料2のさかえ町の今後の方針について、権利擁護についての方針が示されており、資料5の中で成年後見相談会を継続事業とすると記載がある。今後はケアマネジャーも総合相談にあたることとなるため、ケアマネジャー向けの研修があるが、必要性や実施する機関について伺いたい。</p>
関根参事	<p>12月12日(火)に社会福祉士主催のケアマネジャー向けに権利擁護の研修を行う予定でいる。市としてもサポートしていきたいと考えている。現場での相談対応のスキルアップを図りながら、さらにケアマネジャー、保健師が加わりチームとして対応できることを目指していく。</p>
池田委員	<p>飯能市以外でもケアマネジャー不足で新規の受け入れができていない。背景として業務量に対し処遇が合っていないことがある。そこが改善されないと地域包括支援センターへの業務負担軽減につながらない。平成24年より処遇改善加算が開始されたことや、令和4年2月から介護職員処遇改善支援補助金の交付が開始されたことにより、介護士への処遇改善は行われているが、地域包括支援センターは対象外であり、事業所独自の加算を付加することで対応している。</p> <p>以前は特別養護老人ホームの職員が資格を取ってケアマネジャーになることが多かったが、現在はケアマネジャー離れが進んでいる状況である。昨年のケアマネジャー試験の合格率が2割未満と低い。人数が少ない分、さらに合格率が低いことを踏まえるとケアマネジャーの成り手が減り続ける可能性が高い。業務の負担量を減らすなど手段を考えないといけないのではないか。</p> <p>資料4より、飯能市は65歳以上人口1万人に対する職員数が多いことから、裏を返すと多くの職員が動かないと業務が追い付かない状況となっている。飯能市の業務を他市に合わせると負担の軽減につな</p>

齋藤副会長	<p>がるのではないか。</p> <p>地域包括支援センターから居宅介護支援事業所へ業務を委託する際の委託料は全国一律であるか。委託料は安い業務量が多いことから報酬が見合っていない。委託料は見直しができないものなのか。市から地域包括支援センターへ委託料を支払う時も事務経費が発生するため、実際の報酬金額は減少するのではないか。</p>
関根参事	<p>介護予防支援費に関しては報酬額は決まっておき、市が委託料として支払っているものではない。国の分科会の議論をみると要介護の方の時間に対する単価と比較すると、要支援の人の単価はかなり低く設定されている。国が介護予防支援費を上げて居宅介護予防事業所が受けやすくするか、居宅介護支援費の単価を下げて合わせるかその点の議論は見えてきていない。</p> <p>国で決めている報酬であるため、各自治体が個別に加算すれば財政力の差によって違いが出てくる。その点は国の決定に沿って進めていく必要があると考えている。</p>
打田委員	<p>飯能市が独自で報酬を上げることはできないものか。</p>
関根参事	<p>国の在り方の問題でもあり、中央集権的に制度が進められており、国家予算の9割を自治体が自由に使って良いとなれば、規制はなくなり予算を充てられるようになるが、介護報酬やケアマネジャーの報酬は公定価格で決まっている。飯能市が独自で報酬改定を進めると、飯能市で働く人数は増えるが他市も追随し、上限がなくなる状況になってしまうおそれがある。</p>
角田委員	<p>居宅介護支援事業所は件数の上限があるが、地域包括支援センターは上限がないため、業務の負担がかなり大きくなっている。業務の適正化について検討を進めていただきたい。</p>
大野委員	<p>ケアマネジャーから介護職へ移行する人が増えてきている。報酬を上げるか、サービスや業務内容に制限をかけないとケアマネジャーの仕事を継続することが困難となるため、何かしらの手段をとる必要がある。</p>
関根参事	<p>業務負担について、委託業務として仕様書に含まれる業務と総合相談は分けて考える必要がある。委託業務については市が調整できるものであるが、総合相談業務は単身世帯が増えたこと、核家族化が進む中でこれまで本人や家族、地域住民が行っていたことをケアマネジャーが担うようになってきている。市の福祉に係る職員も増加してきて</p>

	<p>おり、居宅介護支援事業所や地域包括支援センターも含めた合議体として考えていく必要がある。些細な事もケアマネジャーに依頼できる環境が出来上がっているため、ケアマネジャー業務の線引きは必要である。本来のケアマネジャーが求められている役割や業務内容の見直しは必要である。</p>
大野会長	<p>重層的支援体制整備事業について、ふくしの森プランは子どもから障害のある方まで重層的に関わることが必要となってきた。主体となる課、業務分担がうまく行うことができれば重層的支援は確立するのではないかと。</p> <p>介護費用について、社会全体として介護費用を増加させないためにも要支援1、2やその手前の方の在り方が重要であり、要介護5の方が増えたとき支える者がいない状況になってしまうため、元気な状態でくい止めることが必要となる。コロナも明けたため、キャラバン・メイトを切り口に地域でつながりあう地域づくりができるとうれしい。これまで課題であった地域福祉の推進組織も商工会や観光協会が関わることは強みになる。</p>
打田委員	<p>自分の町内に認知症サポーターがどれほどいるか把握していない。町内会で認知症サポーターの存在がわかると良いのではないかと。</p>
関根参事	<p>認知症サポーターの働きとして困りごとを解決するという位置づけではなく、困っている人に声かけや受容ができる人材を増やすことが目的である。各地域で体操教室などに出る場面があるため、そこで認知症サポーターの存在を知ってもらうようにしていく。</p>
藤島主幹	<p>「その他」について意見・連絡等がある場合は伺いたい。</p>
大野会長	<p>2025年に団塊世代が75歳以上になるにあたり、地域包括ケアシステムの重要性が高まってきている。多職種の意見を知ることが大切であり、飯能・日高で市民フォーラムを開催している。12月3日(日)高麗の郷で第9回市民フォーラムを開催予定。</p>
藤島主幹	<p>次回は令和6年2月21日(水)飯能市役所別館2階 会議室3で開催予定。</p>
齋藤副会長	<p>(閉会)</p>

議事の内容・概要を記載し、その相違ないことを証するためここに署名します。

令和 年 月 日

議長の署名

\_\_\_\_\_